

青森県報

号外第二十八号

平成二十六年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… (整備企画課) ……

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 予算(第九十六条 第一百二条)」を

「第七章 リース会計に係る
第八章 引当金(第九十五
第九章 報告セグメント
第十章 予算(第九十六条

特例(第九十五条の二)
条の三)

(第九十五条の四)

第一百二条)

に、「第八章」を「第十一章」に、「第九章」を「第十二

章」に、「第十章」を「第十三章」に改める。

第七十五条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

一 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 機械及び装置

オ 車両運搬具

カ 工具、器具及び備品(耐用年数一年以上かつ取得価額十万円以上のものに限る。)

キ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。)

ク 固定資産仮勘定

ケ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ 電話加入権

キ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからカまで及びクに掲げるものである場合に限る。)

ク その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産

ア 投資有価証券(一年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。)に満期の到来する有価証券を除く。)

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ 長期前払消費税

カ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
第七十七条中「の各号」を削り、同条第五号中「適正な見積りによる額」を「公正な評価額」に改める。

第八十九条中「有形固定資産」の下に「及び投資その他の資産」を加える。

第十章を第十三章とし、第七章から第九章までを三章ずつ繰り下げ、第六章の次に次の三章を加える。

第七章 リース会計に係る特例

(重要性の乏しいリース資産についての特例)

第九十五条の二 前章の規定にかかわらず、第七十五条第一号キ及び第二号キに掲げるリース資産のうち重要性の乏しいものについては、地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「省令」という。）第五十五条第三号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める条件に該当するものをいう。

一 所有権移転ファイナンス・リース取引 次のいずれかの条件

ア リース資産当たりのリース料の総額が十万円未満であること。
イ リース期間が一年以内であること。

二 所有権移転外ファイナンス・リース取引 次のいずれかの条件

ア リース資産当たりのリース料の総額が十万円未満であること。
イ リース期間が一年以内であること。
ウ 一契約当たりのリース料の総額が三百万円以下であること。

第八章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第九十五条の三 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全公営企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第九章 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

第九十五条の四 省令第四十条第一項に規定する報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

一 八戸工業用水道

二 六ヶ所工業用水道

第九十七条に次の一項を加える。

2 前項の予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第二百三条中「の各号」を削り、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 繰延収益の償却

四 資産の評価

第二百三条中第五号を六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 引当金の計上

第二百五条の二 第二項中「政令」を「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」に改める。

第二百九条第一項第二号中「（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）」を削る。

第一百七十七条第三項、第二百二十条の二及び第二百二十条の三中「政令」を「地方自治法施行令」に改める。

第二百五条の二中「政令」を「地方自治法施行令」に改める。

第二百二十五条の三第二号、第二百二十五条の六第一項、第三項及び第四項、第二百二十五条の十一第三項、第二百二十五条の十二第一項及び第三項並びに第二百二十五条の十三中「政令」を「地方自治法施行令」に改める。

第二百二十九条第一項第三号中「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

別表第一の1の(1)の表中

5	雑収	不用品売却 雑収	不用品の売却代金
6	消費税及び地方消費税還付金	消費税 その他雑 収	

を

5 長期前受 金戻入	受贈財産 評価額 寄附金 工事負担 金 保険差益 国庫補助 金 その他長 期前受金	省令第21条第2項又は第3項 の規定により償却した長期前受 金の額のうち営業外収益として 整理するもの	實与引当 金繰入額 法定福利 費	社会保険料 共済組合負担金 災害補償負担金 労災補償費 健康診断費	」
6 雑収益	有価証券 売却収益 不用品売 却収益 その他雑 収益	不用品の売却代金	修繕費	建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 修繕準備引当金	」
7 消費税及 び地方消 費税還付 金			修繕費	建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費	」
改め、別表第1の1の②の並び	法定福利 費	社会保険料 共済組合負担金 災害補償負担金 労災補償費 健康診断費	調査費		」
を		その他引 当金繰入 額 調査費			」

<p>退職給与 金 報償費 広告料 養成費 研究費</p>		を		<p>費償却 控除対象 外消費税 償却</p>	<p>給水装置の新設又は修繕等の受 託工事以外の受託工事に要する 費用</p>	を
<p>退職給付 費 報償費 広告料 養成費 研究費 貸倒引当 金繰入額</p>		に	<p>4 受託工事 費 5 雑支出 6 消費税及 び地方消 費税</p>	<p>不用品売 却原価 その他雑 支出</p>	<p>給水装置の新設又は修繕等の受 託工事以外の受託工事に要する 費用</p>	に
<p>4 減価償却 費</p>	<p>地方公営企業法施行規則第6条、 第8条又は第9条の規定による 償却費</p>	を	<p>2 受託工事 費 3 雑支出 4 消費税及 び地方消 費税</p>	<p>不用品売 却原価 その他雑 支出</p>	<p>給水装置の新設又は修繕等の受 託工事以外の受託工事に要する 費用</p>	に
<p>2 有価証券 償却費 3 繰延勘定 償却</p>	<p>省令第13条、第15条又は第 16条の規定による償却費</p>	に	<p>2 臨時損失</p>		<p>天災その他特別な理由による巨 額の臨時損失</p>	に

<p>3 過年度損益修正損 4 その他特別損失</p>	<p>前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの。</p>	<p>㌺</p>	<p>13 リース資産減価償却累計額 14 建設準備勘定</p>	<p>リース取引におけるリース資産</p>	<p>㌺</p>
<p>2 減損損失 3 災害による損失 4 過年度損益修正損 5 その他特別損失</p>	<p>事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 災害による巨額の臨時損失 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの</p>	<p>㌺</p>	<p>15 建設仮勘定 3 投資 1 投資有価証券</p>	<p>有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。） 証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有するもの。</p>	<p>㌺</p>
<p>12 建設準備勘定 13 建設仮勘定 12 リース資産</p>	<p>建設工事の実施が確定する前にその予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を整理する。 有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。） 有形固定資産（固定資産仮勘定を除く。）に係るファイナンス・</p>	<p>㌺</p>	<p>7 リース資産 3 投資その他の資産 1 投資有価証券 4 基金</p>	<p>無形固定資産（水利権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有するもの 特定預金等の形態で保有する基</p>	<p>㌺</p>

	5 その他投資	金 上記以外の投資の性質を有するもの（一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で、1年を超える期間を経て費用となるものを含む。）	4 貯蔵品	3 有価証券	一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。） いまだ使用に供されていない材料、「消耗器具備品」及び消耗品並びに工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
4 長期貸付金貸倒引当金 5 基金 6 長期前払消費税 7 その他投資 8 減価償却累計額		金 長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 特定預金等の形態で保有する基金 上記以外の投資の性質を有するもの（一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で、1年を超える期間を経て費用となるものを含む。） 投資その他の資産に係る減価償却累計額	5 短期貸付金	1 材料 2 消耗器具備品 3 消耗品 4 その他貯蔵品	金属材料、木材、燃料、薬品等 耐用年数1年以上かつ製作価額又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び準備品 文具、用紙等の事務用品等 廢材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品
1 現金預金			6 前払費用	1 一般短期貸付金 2 他会計貸付金	他会計に対する貸付金以外のもの。 他会計に対する短期貸付金
1 現金・預金					前払賃借料、前払利息等一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供さ

7 前払金	1 前払金 2 前払消費税及び地方消費税	われていない債務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの。 物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの。	わ	2 退職給与金	等に要した経費でその効果が翌年度以降に及ぶもの。 職制の改廃等により退職者が多く、これに対する退職給与金が多額で一事業年度の収益に負担させることが困難なもの。
8 その他流動資産	1 その他流動資産 2 仮払消費税及び地方消費税 3 特定収入 4 仮払消費税及び地方消費税	上記以外の流動資産	3 試験研究費 4 災害損失 5 控除対象外消費税額	新研究、新技術の発見等のために要した経費 災害による事業用資産の巨額の損失で、その事業年度に負担させることができないもの。	
5 繰延勘定	1 開発費	将来の事業年度に影響する営業経費及びその他翌事業年度以降に繰り延べて整理する必要がある資金 新技術の採用、経営組織の改善	6 受取手形貸倒引当金 7 貯蔵品	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。） 通常の業務活動において発生した手形債権 手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	

いまだ使用に供されていない材料、消耗器具備品及び消耗品並

<p>1 材料</p> <p>2 消耗器具 備品</p>	<p>びに工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）</p> <p>金属材料、木材、燃料、薬品等</p> <p>耐用年数 1年以上かつ製作価額又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び準備品</p>	<p>11 前払金</p>	<p>1 前払金</p> <p>2 前払消費税及び地方消費税</p>	<p>物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの</p>
<p>3 消耗品</p> <p>4 その他貯蔵品</p>	<p>文具、用紙等の事務用品等</p> <p>廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品</p>	<p>12 未収収益</p>	<p>1 前払金</p> <p>2 前払消費税及び地方消費税</p>	<p>一定の契約に基づき継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの</p>
<p>8 短期貸付金</p> <p>1 一般短期貸付金</p> <p>2 他会計貸付金</p>	<p>他会計に対する貸付金以外のもの</p> <p>他会計に対する短期貸付金</p>	<p>13 未収収益 貸倒引当金</p> <p>14 その他流動資産</p>	<p>1 その他流動資産</p> <p>2 仮払消費税及び地方消費税</p> <p>3 特定収入</p>	<p>未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの</p> <p>上記以外の流動資産</p>
<p>9 短期貸付金貸倒引当金</p> <p>10 前払費用</p>	<p>短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの</p> <p>前払賃賃料、前払利息等一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの</p>	<p>11 前払金</p>	<p>1 前払金</p> <p>2 前払消費税及び地方消費税</p> <p>3 特定収入</p>	<p>物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの</p>

なお、附表第1の1の④の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
6 資本金	1 資本金	1 固有資本		企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額 他会計からの出資金の額
		2 出資金		
		3 組入資本		
7 剰余金	1 資本剰余金	1 再評価積立金		政令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		2 受贈財産評価額		
		3 寄附金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
		4 工事負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
		5 保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の減失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差

額	額	額
6 国庫補助金	2 利益剰余金	償却資産以外の建設費補助の目的をもって交付された国庫補助
7 その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
1 減価積立金	1 減価積立金	企業債の償還に充てるため積み立てた額
2 利益積立金	2 利益積立金	欠損金を埋めるために積み立てた額
3 建設改良積立金	3 建設改良積立金	建設又は改良のため積み立てた額
4 当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	4 当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
当年度純利益（当年度純損失）	当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）

別表第1の1の⑤の表を次のように改める。

款	項	目	節	備	考
8 固定負債	1 企業債	1			建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		2			建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		1			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	2				建設改良費等以外の財源に充てるための長期借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	2				建設改良費等以外の財源に充てるための長期借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）

3 リーヌ債務	4 引当金	1		退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年内に使用される見込みのものを除く。）
		2		修繕引当金	将来生ずることが予想される多額の修繕費の準備のための引当額（1年内に使用される見込みのものを除く。）
		3		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）
	4			その他引当金	
	5			その他固定負債	上記以外の固定負債
9 流動負債	1 一時借入金	2			借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの

企業債						
1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債	2 営業外未払金	営業外未払金	り発生する未払金		
2 その他の企業債	1 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債	3 その他未払金	固定資産等購入代金の未払額償還期限経過後の企業の未償還額等上記以外の未払金			
3 他会計借入金	1 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 2 その他の長期借入金	6 未払費用	未払利息、未払賃借料等一定の契約に伴い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額			
4 リース債務	1 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金 2 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金	7 前受金	1 前受給水料金、前受委託給水工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額 2 主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額 3 固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額			
5 未払金	1 特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）	8 前受収益	前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額			
1 営業未払	営業活動に係る通常の取引による	9 引当金	1 退職給付	将来生ずることが予想される職		

引当金	員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される見込みのもの	1 長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
2 賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金	2 長期前受金収益化累計額	
3 法定福利費引当金	翌事業年度に支払う賞与に係る法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金	1 受贈財産評価額 2 寄附金	
4 修繕引当金	毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金	1 受贈財産評価額 2 寄附金 3 工事負担金 4 保険差益 5 国庫補助金 6 その他長期前受金	
5 特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの	6 その他長期前受金	
6 その他引当金	預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債	1 受贈財産評価額 2 寄附金	
10 その他流動負債			
1 その他流動負債 2 仮受消費税及び地方消費税			
10 繰延収益			

3	工事負担金				
4	保険差益				
5	国庫補助金				
6	その他長期前受金				

第十九号様式のその4中「備記」の次に、「**ニーム減価**」を加える。
附 則
この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭